

環境影響評価等技術指針の改定について（案）

1. 技術指針の改定について

方法書要約書の作成や説明会の開催の義務化、インターネット利用による縦覧図書の公表の義務化などを盛り込んだ環境影響評価法の一部改正が段階的施行を経て、平成 25 年 4 月に完全施行されたことに伴い、法の改正主旨を盛り込んだ環境影響評価条例等の改正を行うことになりました。

環境影響評価条例第 6 条において、事業者は対象事業実施前に千葉市環境基本計画により事前配慮を行わなければならないとし、環境影響評価等技術指針により事前配慮の実施方法を定めておりますが、この環境基本計画が平成 23 年 3 月に改定されておりますので、改定内容をふまえ、技術指針を見直す必要があります。

そこで、このたびの条例等の改正に合わせて、技術指針についても次のように改定することとします。

2. 条例改正に合わせた改定

（1）電子縦覧手続き（インターネット利用による公表手続き）の新設

このたびの法改正により、事業者による環境影響評価関連図書の電子縦覧が義務付けられたことから、その電子縦覧については新たに条例・規則に規定することとしている。

環境影響評価関連図書は、著作権の許諾を有する事項が多く含まれており、電子縦覧をすることにより不特定多数の者の閲覧等に供することは著作権上の権利を侵害する恐れがあることから、技術指針に、著作権の配慮等について新たに盛り込むこととする。なお、紙媒体の図書についても同様の配慮をすること。

（ア）対象とする図書

対象とする図書は、法、県及び市条例に定めるインターネット利用による公表が義務付けられた図書とすること。

（イ）著作権への配慮

事業者のウェブサイトへの掲載については、著作権への配慮を行うものとし、事業者から市ウェブサイトへの掲載の申し出があった場合には、掲載範囲について事業者と十分協議し、掲載同意をとる手続きを定めること。また、事業者から非開示部分の申し出があり、その内容が妥当と認められる場合には、不掲載措置を取ることができることとする。

（ウ）データの提出形式

データの提出は、図書のデータ量の肥大化、近年のコンピュータ周辺機器

の整備状況を踏まえ、CD・R等の可搬式電子媒体を基本とすること。

また、ファイル形式については、閲覧者への配慮のため、パソコン環境に依存しないグローバルスタンダードフォーマットのPDF形式とする。

(2) 事後調査報告書手続きの改正

条例改正により、規則で事後調査報告書の提出時期が規定されることから、技術指針の事後調査の報告等に係る提出の規定を削除すること。

3. 環境基本計画の改定に合わせた改定

技術指針は、環境基本計画を引用し、事前配慮の対象項目及び実施方法を定めておりますが、その構成が改定されたことから、変更に合わせて技術指針の基本計画に係る記載を改定すること。